地域経済の持続可能な発展条例(世田谷区産業振興基本条例の改正について)

- ・現行条例の制定から22年。デジタル化、環境や社会に対する意識の高まりなど、区内産業を取り巻く環境は大きく変化。多様な要素や価値観、多岐に渡る主体によって構成されるなど、新たな局面へ。
- ・変化を的確にとらえ、地域経済という大きな視点から、その持続可能な発展に向けた取組を進めていく。

ポイント

- ① 社会経済環境や地域経済を取り巻く状況の変化を踏まえ、「産業の振興」から「地域経済の持続可能な発展」を新たな目的として設定。名称も「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更。
- ② 非経済的な価値(多様な働き方や環境への配慮など、従前においては経済成長とは距離があると考えられてきたような価値観)の重要性が増しており、経済的発展との両立が持続可能な発展へつながる。新たに4本の基本的方針を設定し、地域の経済発展と地域や社会の課題解決を両立した持続可能な社会を実現。
- ③ 事業者を主とした条例から、区民一人ひとりの存在や役割向上を踏まえ、区民にも理解と協力を促す条例へ。

《世田谷区地域経済の持続可能な発展条例》 「豊かな区民生活の実現」 寄与 「地域経済の持続可能な発展」 ≪現行条例≫ 基本的 方針 「産業及び地域社会の発展」 寄与 ◆地域や社会の ◆持続可能性を考 ◆多様な地域産業 ◆起業の促進及び多 課題解決に向けた 慮した事業活動 の持続性の確保に 「産業の振興」 ソーシャルビジネス 及びエシカル消費 様な働き方の実現 向けた基盤強化 の推進 の推進 方針 〈分野別方針〉 商業・工業・農業・建設業の振興、福祉や教育など多様な産業の振興 ◆事業者の創意工夫・自助 ◆商店街、工業等、農業に 努力の助長とともに、事業 ついて振興 者・区民・区が一体で産業 ◆大規模小売店舗の設置は を振興 適正な配慮 区 区民 事業者 指針の策定。 ・地域の経済発展と地域や ・地域や社会の課題解決と持続 × 事業者 区民 · 中小企業、小規模事業者、 社会の課題解決の両立の 可能性を考慮した事業展開。 NPOへの支援その他必要な · 経営基盤強化、福利厚生向上 必要性への理解と協力。 指針の策定。 ·経営基盤強化、福利厚 ・産業振興への 施策を講ずる。 ・地域や社会の課題解決に 等に努力。 生向上等に努力。地域 理解、発展へ ・融資あっせん、 ・事業者や区民等の取組みを ・商店街で事業を営む者の商店 向けたソーシャルビジネス 環境との調和に配慮。 協力。 創業支援等。 促す環境整備。 への理解と協力。 · 利子補給。 商店街の小売店の商店会 会への加入、応分の負担。 ・エシカル消費の推進。 への加入、応分の負担。 世田谷区中小商工業 世田谷区農業 地域経済の持続可能な発展を目指す会議 振興対策委員会 振興対策委員会